

※四国外のゆうちょ銀行・郵便局へ特別徴収された町・県民税を納入する場合に提出

右の書類④・⑤に納入しようとするゆうちょ銀行・郵便局名など必要事項を記入し、最初の納入時に④をその納入しようとするゆうちょ銀行・郵便局へ提出して下さい。また⑤は当町へ提出して下さい。(指定ゆうちょ銀行・郵便局以外は納入できません)

◎ 点線で切り取ってご使用下さい。

⑤

上板町 様

年 月 日

特別徴収義務者名

印

町・県民税取扱店(局)の指定について

町民税・県民税(特別徴収税額)納入について次のゆうちょ銀行・郵便局へ納入しますので通知します。

ゆうちょ銀行 名
郵便局

所 在 地

④

ゆうちょ銀行 店長 殿
(郵便局長)

年 月 日



徳島県板野郡 上板町 長

指 定 通 知 書

あなたの店(局)を地方税法 第321条の5 第4項の規定に基づいて当町の町民税・県民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しますので通知します。

1. 口 座 番 号 01650-1-960197
2. 加入者の名称 上板町会計管理者
3. 取りまとめ店 〒770-8794
(株) ゆうちょ銀行
徳島貯金事務センター